

## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

日韓船舶問題解決方策に関する問  
題点（討議用資料）

37.12.25

北東アジア課

（法規課と打合せ済）

1. 本件については、去る3月の外相会談の際小坂大臣より、双方の法律上の主張に大きな距りがあり、また事実関係の確認も極めて困難なので、政治的な解決を図ることが適当であると考える旨発言、崔長官もとくに異論を唱えなかつた経緯があり、さらに、最近に至つて、大平・金会談その他の機会に、わが方より、韓国側の韓国置籍船および置水船返還要求に亦する国際法上の義務はないとの日本側見解を伝え、かつ、今般韓国に対し巨額の無償、有償供与を行なうことになるのにもかんがみ、一般請求権問題解決と同時に、船舶問題の最終的解決をも確認することを提案するとともに、韓国側が同提案に同意することを条件として、わが方も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととすることを考慮する旨示唆している。

2. 拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないこととする点に関し、最近、大蔵省事務当局は、省議を経て反対意見を表明しているが、その要点とこれに対する当省の考え方は次のとおりである。

(イ) 〔大蔵省〕 本件請求権の大部分は平和条約発効後韓国の不法行為により発生した私的請求権で、平和条約第4条a項の対象外であり、また、平和条約発効前のものも、第4条b項で認められた軍令33号による没収の対象外であるから、当然韓国に返還および補償を約せしめる必要がある。

〔当省〕 わが方は、従来より、日本漁船が拿捕される度毎に、口上書により補償請求権を留保しており、わが方の立場は明確である。他方、韓国側は、1952年1月「李ライン」を宣布して以来、内外に対し、終始一貫同ラインは国際法上合法的であり、よつて同ラインを侵犯した日本漁船

の拿捕も正当なものであるとの立場をとつ  
ているので、その当否は別として、韓国側  
をして同ラインは遡つて違法であつた旨こ  
の際明示的に認めさせることは韓国側の国  
内政治上殆んど不可能であり、従つて、拿  
捕日本漁船に対する補償を承知せしめると  
とも実際上は至難と思われる。

(ロ) (大蔵省) もし、韓国の不法行為に基づく私的請求権を国が条約により放棄すれば、当然請求権者に対して補償措置を講じなければならぬが、この場合、平和条約の前後で区別することはできず(平和条約前の分についても今回新たに放棄するのであり、かつ、平和条約第4条b項の対象外であるため)、かくして平和条約前の請求権について補償を実施すれば、論理的には他の特別取極地域の請求権を放棄した場合にも当然補償を要することとなり、また、実質的に、他の在韓財産、旧連合国所在財産との不均衡が問題となり、その補償要求を熾烈にする。

(当省) 当省の考えている解決方式は「請求権を放棄する」との表現はとらず、返還請求を今後主張しない」とするものであつて、大蔵省の心配しているような放棄方式ではない。そしてその法律的説明とし

ては外交保護権の放棄であつて、個人が直接請求する権利まで消滅せしめているものではないとの立場をとり、その上で、漁民の実際上の必要を満足するため別途立法措置を講じ拿捕漁船に対し見舞金を支給することにより問題を解決するのが適当と考えられる。

(なお、見舞金支給の方式としては、今回の処理により影響をうける拿捕漁船のみを対象とする立法を行なう方式と、広く他国により不法拿捕された漁船をすべて対象とする立法を行なう方式とが考えられるが、各々長短あり、そのいずれを採るかは、さらに事務的に検討を要する。)

なお、本件を見舞金支給により解決するにしても、それが在韓日本財産ないしその他の在外財産の補償問題に間接的、心理的に波及効果を帯びることはもちろんである。しかし、他方、終戦時韓国にあつた財産と

終戦後マッカーサーライン越境（7隻）を  
いし李ライン侵犯（17隻）の廉で韓国  
官憲に拿捕された船舶とはその性格を異に  
することも事実であり、この見地から考え  
れば、後者に対する見舞金支給が直接的、  
不可避免的に前者の補償を避け難いものにす  
ることにはならない。

(イ) 〔大蔵省〕 台湾が戦後拿捕撃沈した日本漁船については被害船主団体に補償金を支払うことを約し、実行しつつあるので、韓国の場合をも台湾の場合と同様に処理されるべきである。

〔当省〕 日本漁船が台湾に拿捕されたのは日華平和条約締結時（昭和27年4月28日）前であり、その拿捕理由はすべてマッカーサーライン越境ということであり、かつ、実際の動機は国府軍の中国本土より台湾への撤退作戦に使用するためであつた。このように、韓国の場合と台湾の場合とはその経緯をかなり異にしており、また台湾についてはすでに解決済みでもあるから、韓国の方を必ず台湾と同様に処理しなければならないという主張も非常に強い根拠をもつものではない。

3. 以上の如く、大蔵省事務当局の反対意見も絶対的なものとは認められず、また、大蔵省の一部には韓国側がどうしても返還請求を認めない場合には、むしろ、船舶問題の解決を未解決のまま残しておく方がましであるとの意見もあるようであるが、このような棚上げ方式をとることは、全懸案の一括同時解決という政府の基本方針に反し、政治的にも法律技術的にも至難であると認められる。

よつて、この際は、日韓会談早期妥結の方針にもかんがみ、韓国側が一般請求権問題解決と同時に船舶問題の最終的解決をも確認することを条件として、日本側も拿捕日本漁船に対する返還請求を今後主張しないことに同意する」という方式（一種の相殺方式であるが、相殺という表現も極力避けるのが適當である）により本件を大局的、政治的見地から妥結させることに政府部内の見解を統一することが適當と認められる。